

1 水道の被災状況

19都道県 264水道事業者で約257万戸が断水

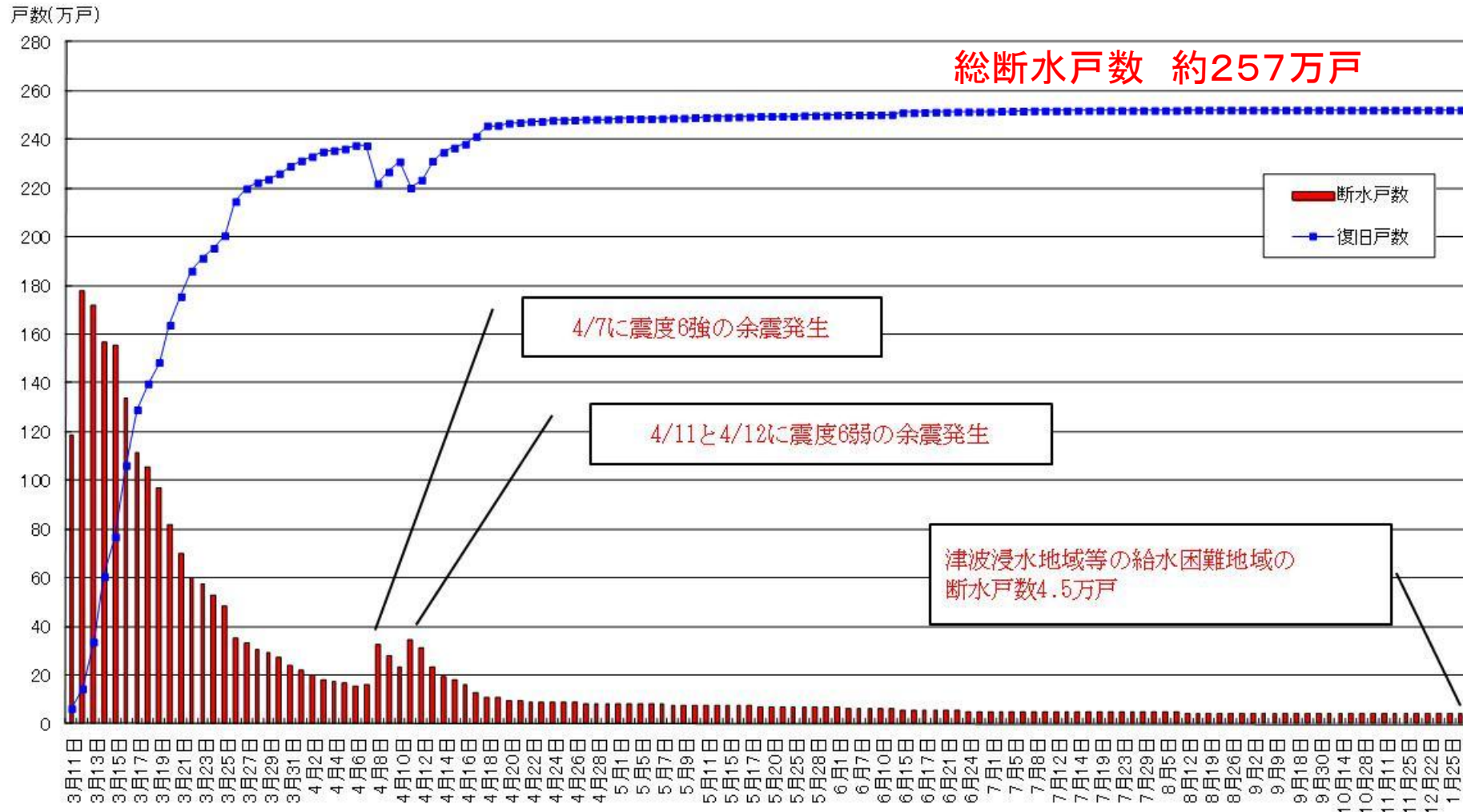


図-1 断水戸数・復旧戸数の推移

水道施設の復旧・復興

■東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H26.2.28現在

年度	申請 事業者数	災害査定 件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
合計	※202事業者	306件	315.5億円	1,024億円

※同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

水道施設の復旧・復興

■特例査定の保留解除状況

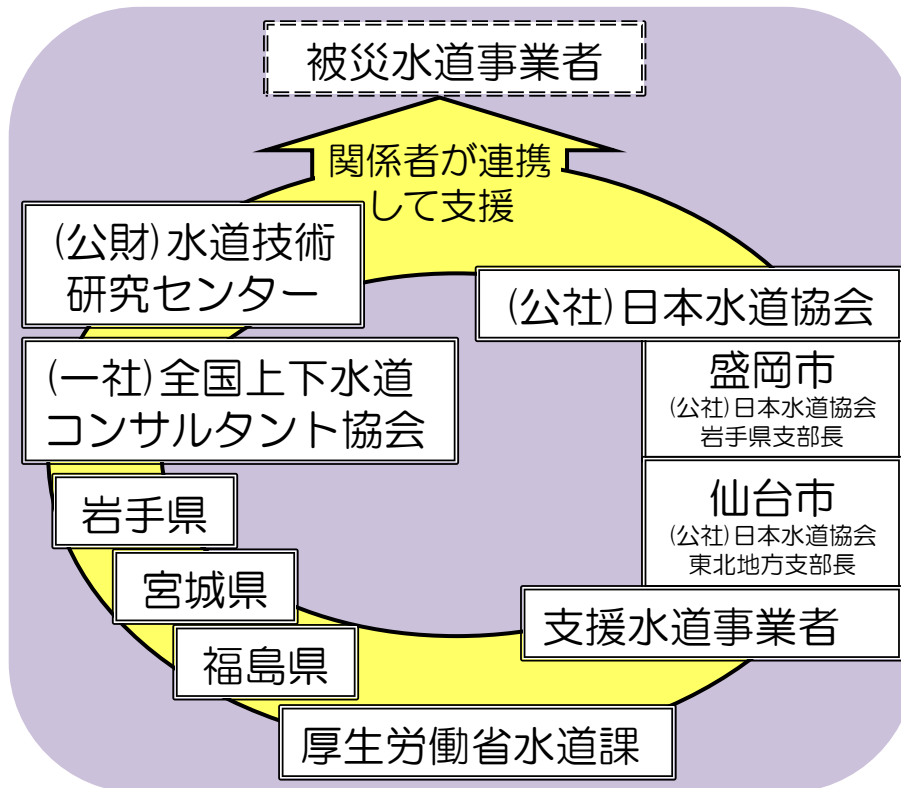
H26.2.28現在

	特例査定事業者数		特例査定調査額	保留解除件数			保留解除済み事業費		
	査定実施	協議開始		H24	H25	計	H24	H25	計
岩手県	19	6	218億円	2	12	14	0.6億円	7.3億円	7.9億円
宮城県	22	16	681億円	12	21	33	13.6億円	27.4億円	41.0億円
福島県	5	2	124億円	—	2	2	—	1.4億円	1.4億円
計	46	24	1,024億円	14	35	49	14.2億円	35.1億円	50.3億円

東日本大震災水道復興支援連絡協議会

○津波により街全体が壊滅的な被害を受け、復旧の目途の立たない地域については、今後、街づくりと整合した水道の復旧・復興方法についての検討を行い、復旧、復興計画を策定していく必要がある

○これら一連の取組みに対する技術的支援等を行う枠組みとして東日本大震災水道復興支援連絡協議会を設置



■連絡協議会の基本的役割

- ・支援を求める被災事業者に対し支援事業者等をマッチング（日水協他）
- ・支援事業者の求めに応じ水道復興計画に対し技術的助言（有識者他）
- ・支援事業者の求めに応じ災害査定国庫補助事務等の情報提供（国、県）

■支援事業者の役割（被災事業者の要望に応じ臨機応変に対応）

- ・街づくりに伴う水道整備計画（構想）等の立案支援
- ・復興までの水道事業実施計画の立案支援（一時的な給水計画等を含む）
- ・災害査定実務の支援（国、県、日水協等との連絡調整等）

浄水発生土の処分等の概要

(^{134}Cs 及び ^{137}Cs の合計濃度)

国(環境省)で処理

10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、
管理型処分場に仮置き

・8千～10万の最終的な処分について、
環境保全のあり方を引き続き検討

8千Bq/kg以下

(跡地利用を公園・広場等に限る場合)
管理型処分場に埋立処分

園芸土等の出荷自粛中の再利用用途について、
安全性を評価、一定濃度以下の発生土について
自粛を解除して再利用を促進していく

・公園・広場等以外の跡地利用は、
利用用途ごとに安全性を評価

クリアランスレベル以下※

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、
市場に流通する前にクリアランスレベル
以下になる物は利用可能

・園芸用土等の製品について、出荷
を自粛し、安全性を評価

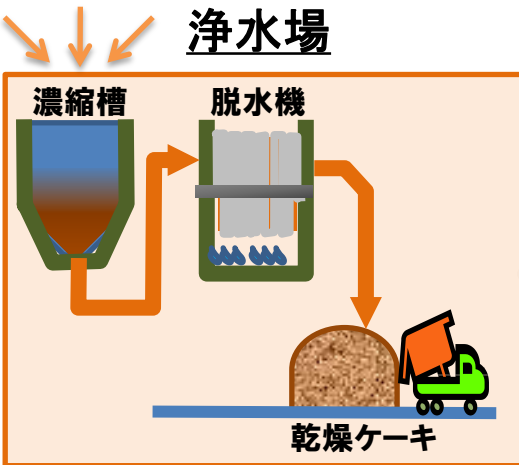
※原子炉等規制法に定めるコン
クリート等のクリアランスレ
ベルは100Bq/kg

浄水場

濃縮槽

脱水機

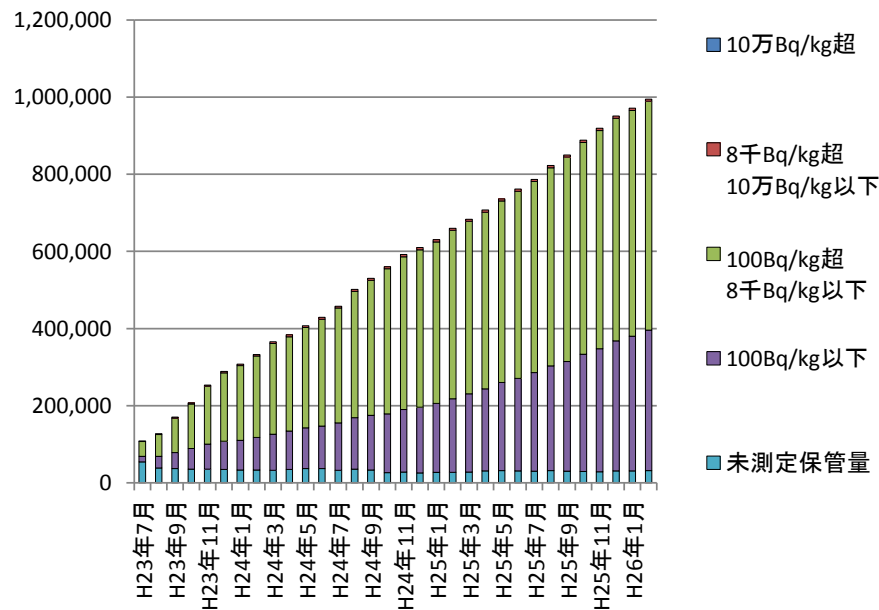
乾燥ケーキ



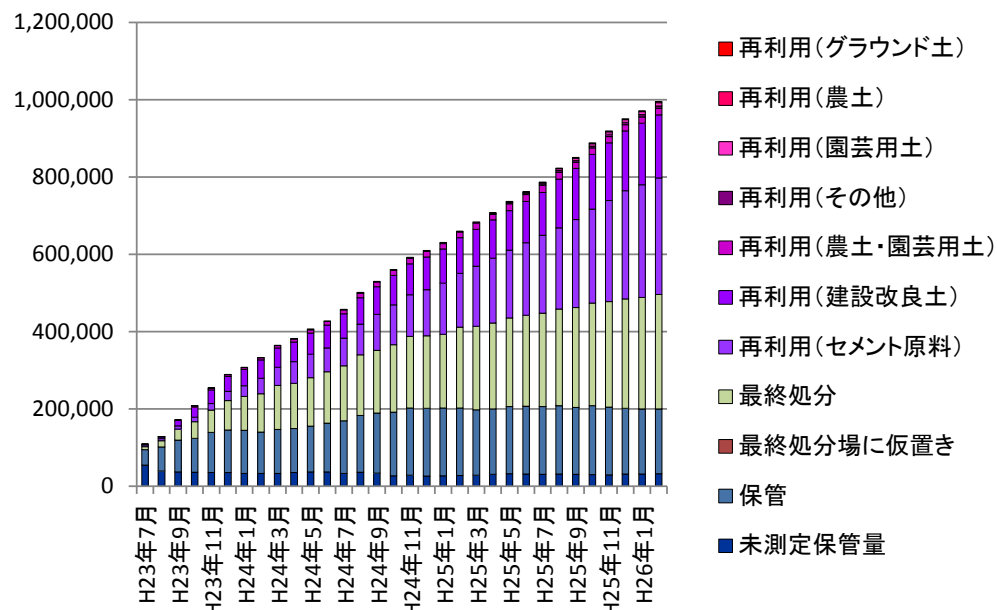
浄水発生土の放射性物質汚染への対応

平成26年2月9日時点

(t) 濃度別浄水発生土累計



(t) 処分方法別浄水発生土累計



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用 等

放射性物質を含む浄水発生土の再利用指標

- セメント・コンクリート等 ⇒ 製品状態で100Bq/kg以下
- 農業用培土 ⇒ 製品状態で400Bq/kg以下
- 園芸用土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で400Bq/kg以下
- グラウンド土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で200Bq/kg以下

原子力損害賠償について

■ 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

厚生労働省水道課 事務連絡		請求対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	【1回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	【賠償対象】 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲） 【先送り】 逸失利益（給水収益減等）、人件費、広報費用（摂取制限指示以外）
H24 8.30	【2回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	【3回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3回目）について	H24年 3月末	減収分（逸失利益）及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	【4回目の損害賠償請求の受付開始】 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始（4回目）について	H25年 3月末	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	H25年度以降に発生した水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方を提示

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能

平成26年度水道関係予算（案）

公共事業関係予算（水道施設整備費）

（単位：百万円）

区 分	平成24年度 補正予算額 ＋ 平成25年度 予 算 額 A	平成25年度 補正予算額 B	平成26年度 予 算 案 C	平成25年度 補正予算額 ＋ 平成26年度 予 算 案 D ＝B＋C	前 年 度 増△減額 E ＝D－A	対前年 度比率 (%) F ＝D／A
水道施設整備費	(30,049) 73,294	46,091	40,730	86,821	13,527	118.5
簡 易 水 道	(12,383) 24,451	13,612	13,853	27,465	3,014	112.3
上 水 道	(17,666) 39,892	32,077	11,513	43,590	3,698	109.3
指導監督事務費	57	0	57	57	0	100.0
補助率差額	10	0	1	1	△9	10.0
調査費等	32	0	33	33	1	103.1
災害復旧費	350	402	350	752	402	214.9
東日本大震災	8,502	0	14,923	14,923	6,421	175.5
災害復旧費・東日本大震災を除いた場合 水道施設整備費	(30,049) 64,442	45,689	25,457	71,146	6,704	110.4

注1)厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計

注2)上段（ ）は平成24年度補正予算額の再掲

事業認可等に関する留意事項について

「水道事業等の認可の手引き」の改訂(平成23年10月3日)

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む

「水道事業等の認可の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/other/dl/o10_1003_renraku4.pdf>

■ その他 認可等に関する取り扱い(運用)

○ 給水人口の増加に関する取り扱い

現在給水人口が一時的に計画給水人口を超える場合、その他の変更要件が無ければ、変更認可(又は届出)は、要しない。

○ 水需要予測の簡素化

「簡素化」の取り扱いとして、前回認可等の水需要予測の結果を「そのまま」用いるのみでなく、社会的要因や実績との僅差を補正する場合も「簡素化」として取り扱う。

消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて

消費税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げ



「消費税率の引上げに伴う水道料金等の取扱いについて」(平成25年12月17日付け健水発1217第1号及び第2号厚生労働省健康局水道課長通知)により、円滑かつ適正な対応を依頼

通知概要

①消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法について

■消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

- ・商品又は役務の買手側である特定事業者が、商品又は役務の売手側である特定供給事業者に対して、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことを禁止。
- ・特定供給事業者が消費税の転嫁拒否等の行為を受けたことを公正取引委員会などに知らせたことを理由として、特定事業者が取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをする報復行為を行うことも禁止。

■消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

- ・事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止(禁止される表示の具体例:「消費税は転嫁しません。」、「消費税率上昇分値引きします。」)。口頭も含めて禁止。

②水道料金に係る消費税の経過措置について

■平成26年4月1日前から継続的に行っている水道水の供給については、同日以降初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する場合について、所要の経過措置が設けられており、当該料金の一部については従前の税率(5%)によることとなる。

③その他

■各水道事業者等においては、今回の消費税率の引上げに伴う適正な転嫁等に関して、水道利用者の十分な理解を得るよう努めるとともに、速やかに条例改正等の所要の手続きを進めるようお願いする。また、供給規定を変更した場合は、水道法第14条第5項又は同条第6項の規定に基づきその旨を届け出る又は認可を受けるようお願いする。

水道関係機関が実施する技術研修・講習等

日本水道協会による研修会・講習会 (<http://www.jwwa.or.jp/kensyu/>)

- ・ 浄水場等設備技術実務研修会
- ・ 漏水防止講座
- ・ 水道技術者専門別研修会
(水質管理部門、導送配水施設の設計施工と維持管理部門、高度浄水処理部門)
- ・ 水道事業事務研修会 (経営部門、労務部門)
- ・ 消費税実務講座
- ・ 未納料金対策実務研修会
- ・ 水道基礎講座
- ・ 新任水道事業管理者研修会
- ・ 水道技術管理者資格取得講習会 等

水道技術研究センターによる研修・講習会等 (<http://www.jwrc-net.or.jp/kenshuu-koushuu/event-schedule.html>)

- ・ 中小都市水道技術講習会
- ・ 水道技術セミナー
- ・ 膜ろ過浄水施設維持管理研修 等

国立医療保健科学院水道工学部による教育研修 (<http://www.niph.go.jp/soshiki/suido/kyouiku.html>)

- 特別課程
 - ・ 水道工学コース (水環境論、水道計画論、浄水処理技術特論、水質管理特論、特別研究)
 - ・ クリプトスポリジウム試験方法コース
- 専門・専攻課程
 - ・ 水管理工学、都市水管理工学特論及び水処理工学特論

厚生労働省による研修

- ・ 水道技術管理者研修

水道事業等における活用可能な研究成果

(公財)水道技術研究センター による近年の研究概要

(公財)水道技術研究センター 公式HP: http://www.jwrc-net.or.jp		平成26年3月時点
研究名称	内容	備考
1 水道施設における診断評価・整備手法等	水道施設更新の促進に寄与することを目的とし、関連資料の体系的な整理手法、需要者との合意形成をえるための情報交換手法などを検討する一方、更新の必要性をPIに準じた指標で相対評価するデータベースソフト及び <u>浄水施設の更新費用算定・比較を簡単な手順で行うシュミレータを開発</u>	H20～H23 Aqua10 Project http://www.jwrc-net.or.jp/chousa-kenkyuu/aqua10/simulator_info.html
2 基幹水道施設の機能診断手法の検討	従来の水道施設の機能診断手法は、比較的实施難度が高く、また個別の水道施設ごとの評価手法のみでした。本研究では、 <u>小規模事業体の職員が日常管理から得られるデータを基に、簡便かつ合理的な施設評価ができる手法を開発</u>	H20～H22 e-Pipe Project
3 地震による管路被害予測の確立に向けた研究	東北地方太平洋沖地震の水道管路被害データを含む、近年の大規模地震による管路被害を解析し、標準被害率に管種、微地形など各要因の補正係数を乗じて <u>被害件数を予測する管路被害予測式を提案</u>	H23～H24 (研究期間)
4 管路の機能劣化予測及びハザードマップに関する研究(機能劣化予測に関する研究／ハザードマップ作成に関する研究／直接診断に関する研究)	50年超の管路における事故率の推定式を開発した。また、ハザードマップに関する研究では、アンケート調査を参考に、 <u>管路事故率、断水人口、事故リスクの3種類についてシステムを開発</u>	H20～H22 e-Pipe Project
5 管路施設のLCA研究、事業体及び住民に対する事業・更新PR手法に関する研究(LCAに関する研究／PR手法に関する研究)	施設建設・更新も考慮した環境対策を評価できる「水道版LCA手法」を開発した。また、水道事業の更新PR手法に関する研究では、「老朽管更新」をテーマに <u>クロスメディア手法によるWEB誘導型のPR手法の効果について実験的に検証</u>	H20～H22 e-Pipe Project
6 原水条件に応じた最適浄水システムの研究	<u>施設更新を行うに際し、その地域に最も適した浄水処理技術の選択するための指針を作成</u>	H17～H19 e-Water II Project http://www.jwrc-net.or.jp/tools/ewater2macro.html
7 原水水質悪化への対応の検討	近年の異常気象による高濁度水の発生等を受け、 <u>中小事業体が比較的容易に採用が可能な浄水処理プロセスや対応方法を「原水高濁への対応の手引き(案)」として平成25年度末に取りまとめ</u>	H23～H25 (研究期間)
8 耐震化促進等に関する検討	老朽化した浄水施設の耐震性強化のために、 <u>中小水道事業体を念頭においた簡易耐震診断手法を改善した「浄水施設簡易耐震診断の手引き(案)」を平成25年度末に取りまとめ</u>	H23～H25 (研究期間)

事業評価の適正な実施について

水道施設整備事業の事前評価及び再評価

「水道施設整備事業の評価実施要領」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」(平成16年7月12日策定、平成23年7月7日改正)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」(平成19年7月策定、平成23年7月改訂)

「水道施設整備事業の評価実施要領等解説と運用」(平成23年7月策定)

に基づき、適切に評価を実施

※事業評価の事例や知見の蓄積、総務省における政策評価の点検の結果(客観性担保評価活動)や行政刷新会議「事業仕分け」における評価などを踏まえ、

平成23年7月、実施要領、実施細目、マニュアルを一部改正するとともに、解説と運用を新たに策定

対象事業

- 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
 - 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
 - 水資源機構が実施する事業(厚労大臣がその実施に要する費用の一部を補助する者に限る)
- ※地域自主戦略交付金から、水道施設整備費に振り替わる事業も対象

事前評価

事業費10億円以上の事業を対象に、事業の採択前の段階において実施

再評価

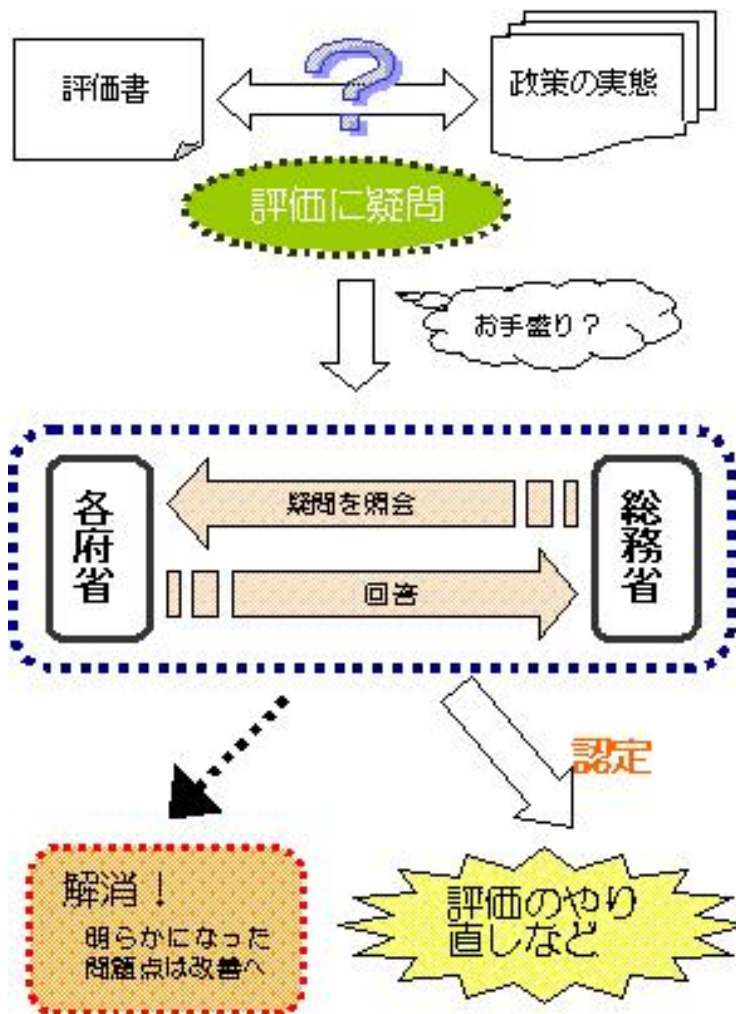
事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施

なお、水道水源開発のための施設(海水淡水化施設を除く)の整備を含む事業は、本体工事等の着手前に実施。ただし、この場合は以後10年間評価を要しない(平成21年4月より導入)

また、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施

総務省の点検(認定活動)について

総務省による政策評価の内容点検 《 認定関連活動 》



《総務省による点検概要》

- (1) 総務省により各府省の政策評価について、「社会経済の実態を反映していないのではないか」など評価の内容面の点検が行われる。
- (2) 疑問を抱いたものについて、各府省に事実関係や考え方の照会などが行われる。
- (3) 疑問が解消しない場合には、必要に応じて評価のやり直しなどの必要性が「認定」されることとなる。また、疑問が解消した場合でも、この過程で明らかになった問題点は、各府省に改善を求められる。

《総務省による最近の公共事業に係る政策評価の点検結果》

- 平成22年度の点検結果（平成23年8月26日）
点検対象 4省11事業124件
このうち、52件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、簡易水道施設整備事業について4件の指摘あり。
- 平成23年度の点検結果（平成24年3月30日）
点検対象 3省10事業51件
このうち、11件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、特に指摘は無し。
- 平成24年度の点検結果（平成25年4月）
点検対象 4省11事業94件
このうち、13件の評価について、個別課題の指摘あり。
厚生労働省関係は、水道管路耐震化等推進事業等について 9件の指摘あり。（新潟県上越市、北海道釧路市、茨城県茨城町、埼玉県久喜市、秩父市、ふじみ野市、石川県七尾市、内灘町）

《指摘の傾向》

- ①計上する便益の算出過程に疑義、②計上する費用の算出過程に疑義
- ③評価結果に関する説明が不十分、④需要予測に疑義
- ⑤計上されている費用及び便益の現在価値に疑義など

→ 指摘内容が年々詳細になっており、より一層の評価の適正化が必要。

ダム検証の状況

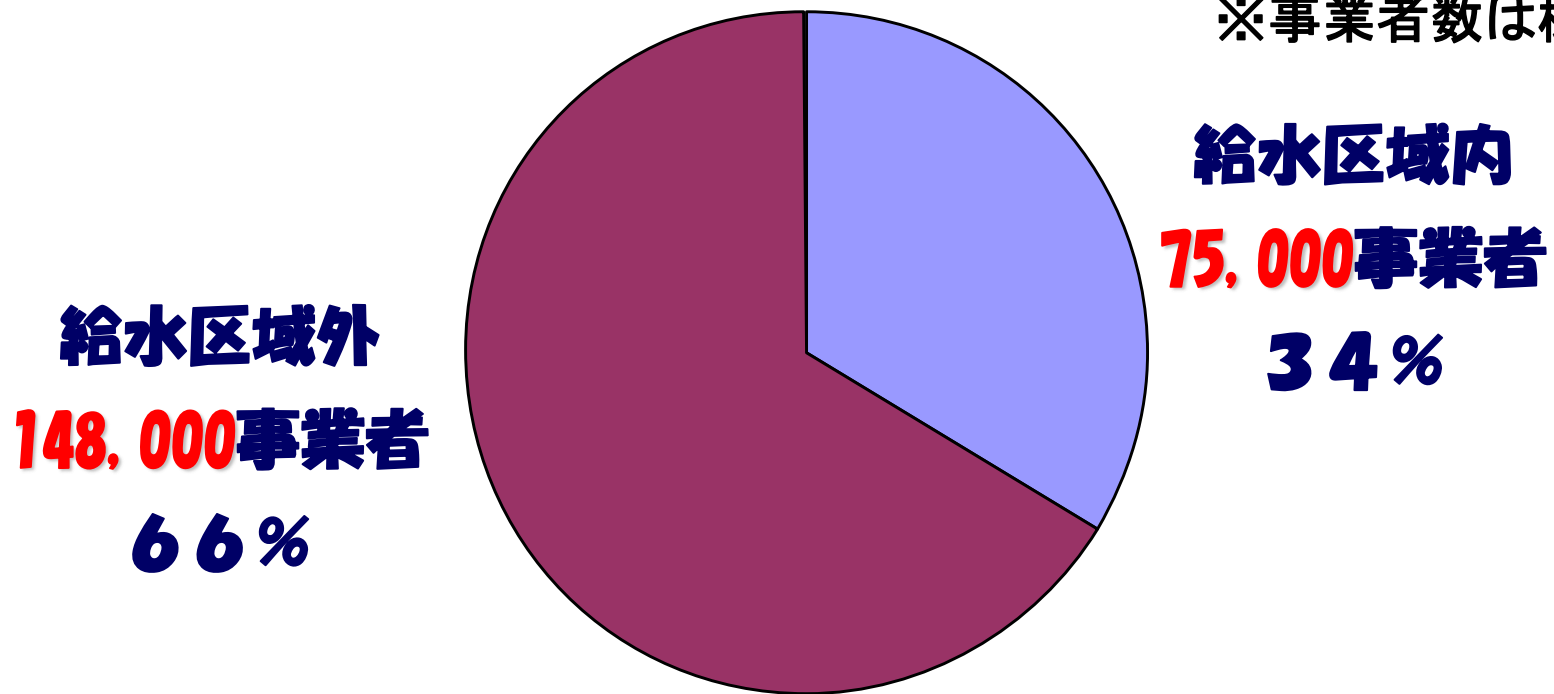
2月21日現在、83ダム事業のうち、64ダム事業で検証が済み、このうち44ダム事業が継続、20ダム事業が中止となった

	直轄	機構	補助	合計
検証対象	25	5	53	83
継続	15	1	28	44
	新桂沢ダム(北海道開発局)、三笠ぽんべつダム(北海道開発局)、平取ダム(北海道開発局)、サンルダム(北海道開発局)、成瀬ダム(東北地方整備局)、ハツ場ダム(関東地方整備局)、新丸山ダム(中部地方整備局)、足羽川ダム(近畿地方整備局)、横瀬川ダム(四国地方整備局)、山鳥坂ダム(四国地方整備局)、大分川ダム(九州地方整備局)、立野ダム(九州地方整備局)、本明川ダム(九州地方整備局)、鳴瀬川総合開発(東北地方整備局)、鳥海ダム(東北地方整備局)	小石原ダム	厚幌ダム(北海道)、駒込ダム(青森県)、築川ダム(岩手県)、最上小国川ダム(山形県)、儀明川ダム(新潟県)、新保川ダム再開発(新潟県)、内ヶ谷ダム(岐阜県)、鳥羽河内ダム(三重県)、河内川ダム(福井県)、吉野瀬川ダム(福井県)、安威川ダム(大阪府)、金出地ダム(兵庫県)、西紀生活貯水池(兵庫県)、切目川ダム(和歌山県)、波積ダム(島根県)、庄原生活貯水池(広島県)、平瀬ダム(山口県)、栲川ダム(香川県)、和食ダム(高知県)、春遠生活貯水池(高知県)、五ヶ山ダム(福岡県)、伊良原ダム(福岡県)、石木ダム(長崎県)、浦上ダム(長崎県)、玉来ダム(大分県)、川内沢ダム(宮城県)、矢原川ダム(島根県)、木屋川ダム再開発(山口県)	
中止	4	0	16	20
	戸草ダム(中部地方整備局)、荒川上流ダム再開発(関東地方整備局)、吾妻川上流総合開発(関東地方整備局)、七滝ダム(九州地方整備局)		奥戸生活貯水池(青森県)、筒砂子ダム(宮城県)、大多喜ダム(千葉県)、常浪川ダム(新潟県)、晒川生活貯水池(新潟県)、黒沢生活貯水池(長野県)、駒沢生活貯水池(長野県)、布沢川生活貯水池(静岡県)、北川ダム(滋賀県)、武庫川ダム(兵庫県)、大谷川生活貯水池(岡山県)、柴川生活貯水池(徳島県)、五木ダム(熊本県)、タイ原ダム(沖縄県)、大和沢ダム(青森県)、有田川総合(佐賀県)	15

指定給水装置工事事業者数(平成24年度末現在)

	給水区域内	給水区域外	総数
指定工事 事業者数	75,000 (34%)	148,000 (66%)	223,000

※事業者数は概数



給水装置の誤接合防止に向けて 水道事業者が取り組むべきこと

平成14年12月6日事務連絡の要点

- 施設の図面等、常に最新の記録を整備。
他種地下埋設物の状況が把握できるよう配慮。
- 給水管の分岐工事の際などには、給水装置工事主任技術者に対して水道事業者からも積極的に情報提供。
- 埋設管の誤認に注意。**残留塩素の量を確認**するなど適切な措置を徹底。
- 適切な技能者が従事**するよう、工事事業者に対する**確認**及び**助言・指導**。

給水装置工事の技術力の確保について

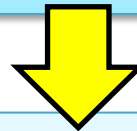
水道法施行規則第36条第2項【事業の運営の基準】

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

平成20年（制定後10年後）の制度検証時の通知

平成20年3月水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において、水道事業者に対して、既存の資格や講習制度を活用し、適切な配管技能者の確保のため指定工事事業者への助言、指導に努めるようお願いしている。

平成23年8月事務連絡（東日本大震災後）

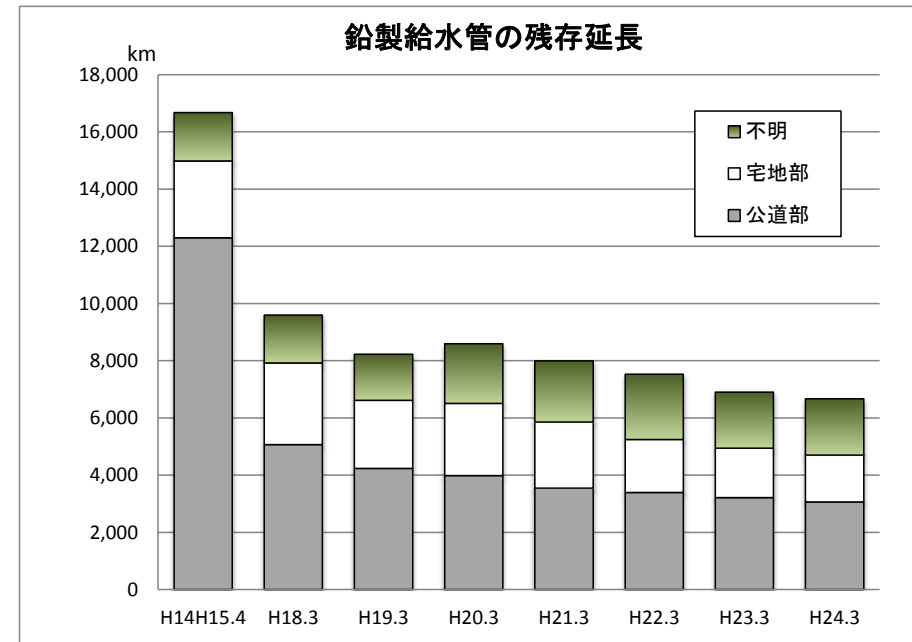


平成23年8月の事務連絡において、給水装置工事で「適切に作業を行うことができる技能を有する者」の確保のために、配管技能に係る資格等を関連する規程等に明示する等の方策を推進するよう水道事業者等をお願いしている。水道工事における工事事業者の技術力の確保は、災害時の復旧活動の迅速化にも大きく寄与する。

- ・ 被災地の応援には、現地での工法や材料の幅広い技能が必要
- ・ 迅速、確実な復旧には、現場状況を直ちに判断できる実務的技能が必要

鉛製給水管への適切な対応

- 鉛に関する水道水質基準
 - 0.01mg/L 以下に強化
(H15.4.1より)

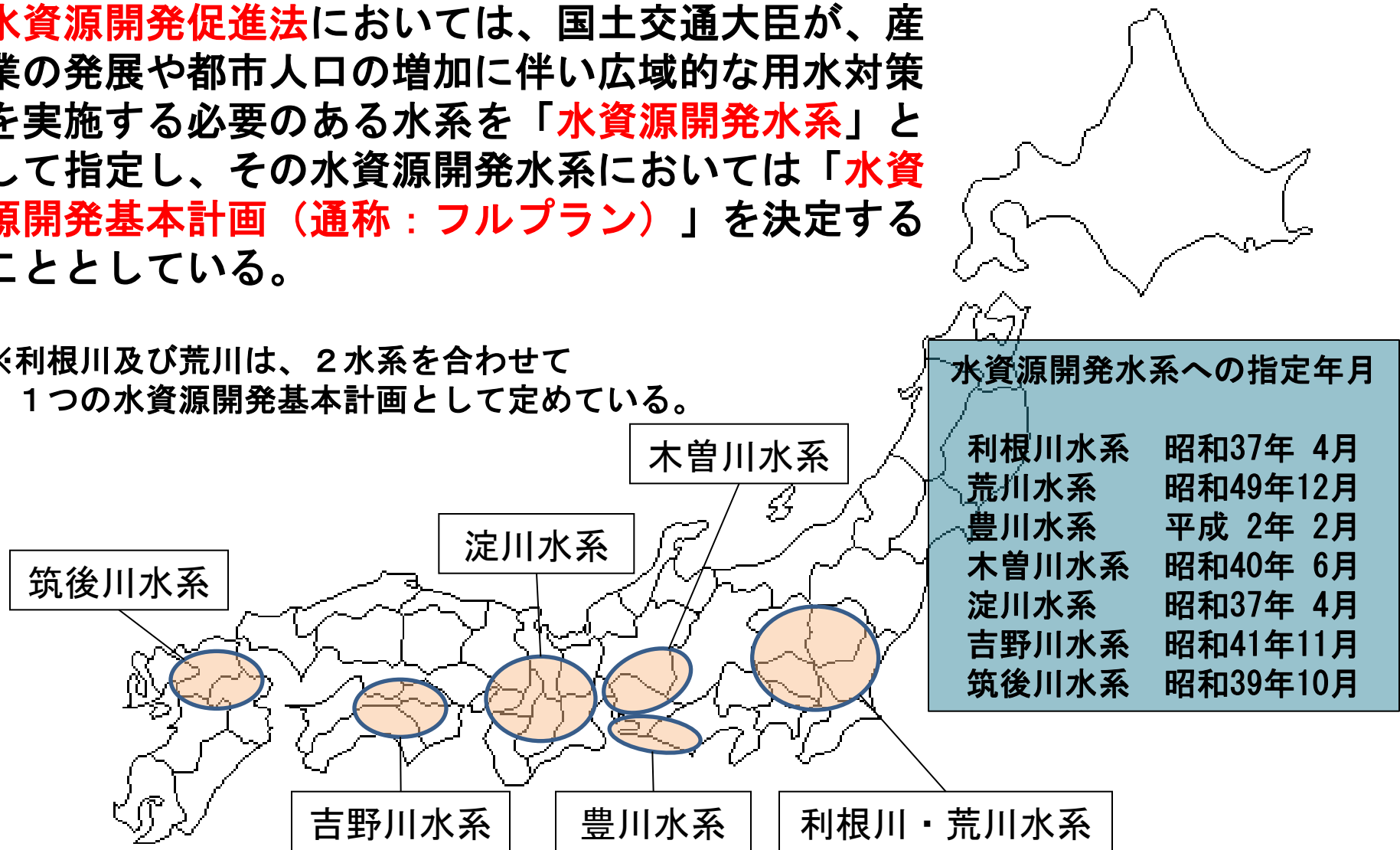


- 「鉛製給水管の適切な対策について」(H19.12課長通知)
 - ①使用者(所有者)を特定し、個別に**広報活動**を実施
 - ②**布設替計画**の策定
特に公道部(配水管分岐部～水道メーター)の布設替え促進
 - ③布設替えが完了するまでの**水質基準の確保**
鉛の溶出対策 や 鉛濃度の把握

水資源開発基本計画（フルプラン）

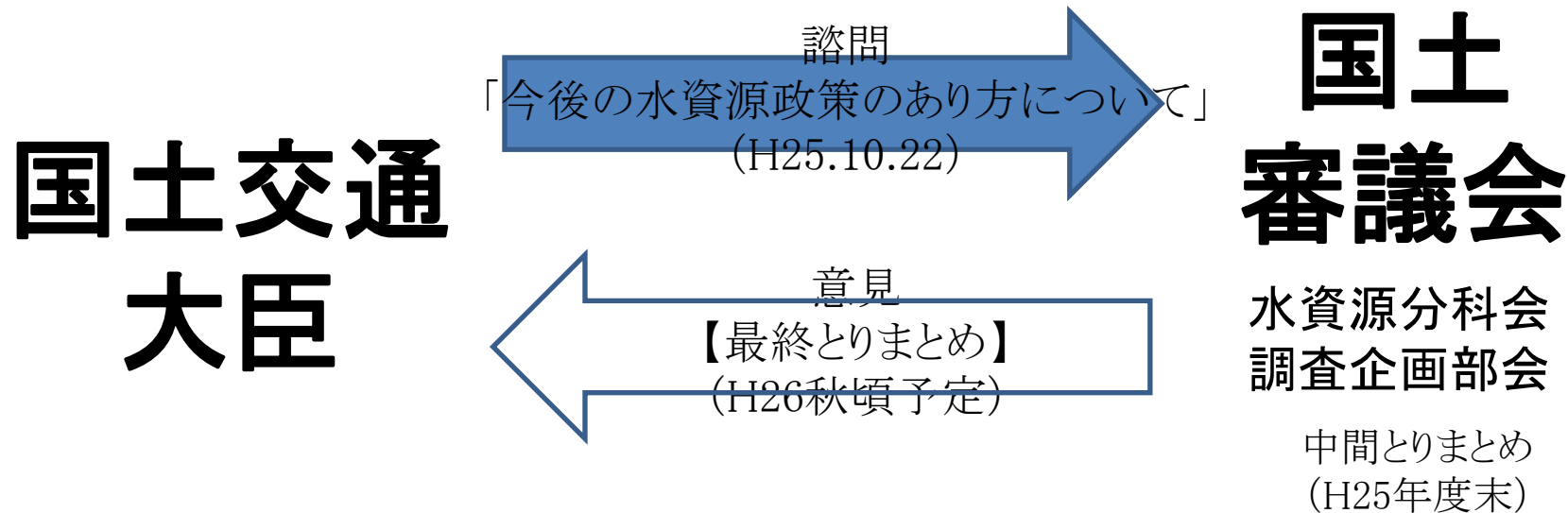
水資源開発促進法においては、国土交通大臣が、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「**水資源開発水系**」として指定し、その水資源開発水系においては「**水資源開発基本計画（通称：フルプラン）**」を決定することとしている。

※利根川及び荒川は、2水系を合わせて1つの水資源開発基本計画として定めている。



水資源開発基本計画（フルプラン）

今年度以降の主な動きについて



とりまとめの方向性として、
フルプランのあり方についても検討する予定

水資源開発基本計画（フルプラン）

水資源開発基本計画（フルプラン）の記載事項

- 1 **水の用途別の需要の見通し及び供給の目標**
- 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

○フルプランの全部変更で基本となるもの
○国土交通省から関係都府県へ調査依頼

調査依頼された場合は、十分に精査されたデータの提供を！

フルプランの変更状況	利根川・荒川水系	H21年3月（一部変更）
	豊川水系	H20年6月（一部変更）
	木曽川水系	H21年3月（一部変更）
	淀川水系	H21年4月（全部変更）
	吉野川水系	H14年2月（全部変更）
	筑後川水系	H25年2月（一部変更）

水道産業国際展開支援の主な取組

厚生労働省の取組

1. 日本企業の海外市場への売り込み(20年度～)

政府レベル

日本の水道産業をアジア諸国等に国際展開するため、水道事業者、関連企業等を募っての調査、講演等を実施。

①相手国政府と共同で、相手国の水道事業者等を対象に水道セミナーを開催、日本の水道技術や企業をPR。

②現地ニーズに対応した日本型水道システムのモデル作り(ケーススタディ)・・・現地調査、説明会

2. 自治体や企業が自律的にビジネス展開することを支援(23年度～)

業界・関係団体レベル

個々の事業体・プロジェクトレベル

①海外展開拠点ネットワークの整備を支援

アジアの
水道協会

水道事業者

- ◆日本の企業・水道事業者とアジア各国の水道協会・水道研修施設のネットワーク化
- ◆企業等が海外市場展開するための拠点として、市場調査、技術紹介、研修に活用

水道関連企業

アジアの
研修機関

②官民連携型の案件発掘調査(公募事業)

民間企業
施設の設計・建設
高度な水処理技術

地方自治体
水道事業運営
ノウハウ

水道産業国際展開支援の主な取組

水道産業国際展開推進事業(セミナー、ケーススタディ、ネットワーク整備(H23～))

インド

H23 セミナー : ライプール
ケーススタディ: バドラプール、アンバルナス
H24 セミナー : ゴア、プネ
ケーススタディ: カラド、プネ
H25 ネットワーク整備

中国

H20 セミナー : 北京
ケーススタディ: 長興県
H21 ケーススタディ: 長興県、余姚市

韓国 ネットワーク整備

H24 IWA世界会議の場を活用し、
インド、中国、マレーシア、
ラオス、インドネシアとネット
ワークを構築
H25 IWA-ASPIREの場を活用し、
マレーシアと協議

ベトナム

H21 セミナー : ハノイ
ケーススタディ: ハイフォン、ダナン、
ハナム省
H22 セミナー : ハイフォン
ケーススタディ: ホーチミン、フエ、
クアンニン省
H23 ネットワーク整備

ラオス

H25 セミナー : ビエンチャン
ケーススタディ: ビエンチャン、ルアンパバン

タイ

H24 ネットワーク整備
H25 ネットワーク整備

フィリピン

H23 ネットワーク整備

カンボジア

H20 セミナー : プノンペン
ケーススタディ: プレイベン、コンポンチュ
ナン、コンポンスプー
H21 セミナー : プノンペン
H22 セミナー : プノンペン
ケーススタディ: シェムリアップ、バット
バン、シアヌークビル
H23 セミナー : プノンペン
H24 セミナー : プノンペン
H25 ケーススタディ: プノンペン、カンダール

インドネシア ケーススタディ

H23 ジャカルタ、スマラン、プカンバル
H24 ソロ市等地域、西ジャワ州
H25 ブカシ、西ジャワ州

水道産業国際展開支援の主な取組

水道産業国際展開推進事業（官民連携型案件発掘調査 H23年度～）

アゼルバイジャン

（H23官民連携 神戸市）

- ・水質検査業務案件発掘調査

ラオス・ルアンパバン市

（H24官民連携 さいたま市）

- ・環境共生型上下水道整備案件発掘調査

ミャンマー・エヤワディ管区

（H25官民連携 神戸市）

- ・浄水場整備に係る案件発掘調査

ベトナム・ハイフォン市

（H23官民連携 北九州市）

- ・ブロック配水システムの整備案件発掘調査
- （H24官民連携 北九州市）
- ・工業団地専用水道維持管理業務案件発掘調査

ベトナム・ホーチミン市

（H25官民連携 北九州市）

- ・浄水場整備に係る案件発掘調査

マレーシア・スランゴール州

（H23官民連携 埼玉県）

- ・ポリシリカ鉄凝集剤への転換可能性調査

12 水道事業者等への指導監督について